

第 63 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 27 年 11 月 16 日（月）12:58～14:30

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 白波瀬 佐和子

（委 員） 嶋崎 尚子、永瀬 伸子

（専 門 委 員） 水野谷 武志

（審議協力者） 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：江刺室長ほか

（事 務 局） 内閣府大臣官房統計委員会担当室：廣瀬調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「社会生活基本調査の変更について」

5 議事録

○白波瀬部会長 それでは、若干定刻より早いですが、皆様お揃いですので、第63回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日は、11月2日に開催しました第61回部会に引き続き、社会生活基本調査の変更について審議いたします。

本日の部会は午後3時までを予定しておりますが、嶋崎委員におかれましては、所用により午後2時半に退席されると伺っております。できる限り2時半ごろまでには終わりたいと思っておりますので、効率的な審議に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料や今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日は、前回部会において整理、報告等が求められた事項について、調査実施者である総務省統計局からの回答を資料としてお配りしておりますので、この資料に基づいて御審議をお願いしたいと思います。

その後は、まだ審議されていない残りの論点について、前回部会で配布しました資料3-1の審査メモ及び資料3-2の審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答を用いて御審議をお願いしたいと思います。

なお、前回の資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

よろしいでしょうか。

なお、本日の参考資料として配布しております前回部会の議事概要につきましては、事前に皆様方にお送りし、内容を御確認いただいたものを参考としてお配りしております。

事務局からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。

始めに、前回の部会において、皆様から御意見等として出された事項に対する調査実施者の回答について審議を行いたいと思います。

まず、本日お配りしている資料の1ページの「エ ふだんの健康状態」について、総務省統計局から説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、前回の部会審議におきまして、整理、報告等が求められました事項につきまして、御説明をさせていただきます。

「エ ふだんの健康状態」ですが、1点目の調査対象につきましては、前回の部会での御指摘を踏まえまして、10歳以上の世帯員に拡大することにしたと思っております。

一つ飛ばしまして、3点目の選択肢の区分数につきましても、御指摘のとおり、「ふつう」を加えた5区分に変更することといたしまして、併せて4点目の「悪い」という選択肢の表現につきましても、御指摘のとおり、「良くない」に変更することにしたと思っております。

2点目の「ふだんの生活への影響の有無などにより」といった説明文を追加することにつきましては、「ふだんの健康状態」の把握対象を無業者に拡大することについて検討を行う際に、アンケート調査によりまして、「ふだんの健康状態」の記入状況を確認しておりますので、その結果を説明させていただきたいと思っております。

2ページの表を御覧いただければと思います。表の下の「※」に記載しておりますが、このアンケートは、民間調査会社に委託したインターネットによるアンケート調査でして、民間調査会社が管理する15歳以上の登録モニター1,669人から回答を得たものです。

このアンケートでは、まず、健康状態を「良い」、「まあ良い」、「あまり良くない」、「悪い」の4区分の中から回答していただき、その後で、その健康状態を回答した際の判断基準を回答してもらいました。

右側の割合の欄を御覧いただきたいと思いますが、有業者と無業者では回答傾向に大きな差は見られませんが、太枠で囲んだ判断基準のところを御覧いただきますと、健康状態が「良い」、「まあ良い」を選んだ人の17.5パーセントが「健康に不安はあるが、日常の行動には支障がないため」を判断理由としております。

一方、健康状態が「あまり良くない」、「悪い」を選んだ人の38.3パーセントが「日常の行動に支障はないが、健康面に不安を感じているため」を判断理由としております。

どちらも日常の行動には支障がありませんので、客観的に見ますと、同じ健康状態であるにもかかわらず、記入者の意識によって「良い」、「悪い」の全く逆の回答になっているということです。特に、健康状態が「あまり良くない」、「悪い」を選んだ人においては、4割近い人が健康への不安感を判断基準としておりますが、実際には日常生活への支障はありませんので、生活時間や生活行動に何か影響が出ているとは考えにくいと考えられます。

前回の部会審議において、国際比較の観点からは主観的な把握が適当ではないかとの御指摘を頂いているところですが、このアンケートの結果を踏まえすと、健康状態と生活時間の配分、生活行動との関係をよりの確に把握する観点からは、「ふだんの生活への影響の有無」といった文言を追加する必要があるのではないかと考えたところです。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

只今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。ありましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 資料をありがとうございます。

よく理解できていないのですが、確認させていただきます。健康に不安がある場合、日常の行動の支障の有無にかかわらず、回答者は主観的に判断していることが分かったのであれば、「ふだんの生活への影響の有無などにより」を加えなくても回答者が判断できると理解できるのではないのでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 今回のこのアンケートにおいても、最初に「良い」、「まあ良い」、「あまり良くない」、「悪い」の4区分を選んでいただく段階では主観的な選択をしていただいたわけですが、どのような状態の人が「良い」、「悪い」といった回答をしたのかということを見るために、後追いでこのような基準に関する設問を追加して、どのような判断基準で「良い」にしたのか「悪い」にしたのかということ进行调查しました。その結果として、表の枠囲みのところですが、実際には日常の行動には支障がない人が、意識の違いによって「良い」、「悪い」という逆の回答に分かれているという状態が見られたということです。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

私からの問い合わせでしたので、少し追加的な説明をします。

現行案については、「ふだんの健康状態」について主観的な健康状態が中心だったのですが、これは二つの提案が一緒になっています。一つは、回答する選択肢として「ふつう」を入れてはどうかということで、それは採用していただくということなのですが、それに加えて、設問文に「ふだんの生活への影響の有無など」という文言が入ってきていて、私から、主観的な健康度の問題は分かりますが、この一文を加えることによって、現行案については、厳密な意味では、国際水準からは質問項目が少しづれるのではないかという意見を申し上げました。それについてはその主観的な中に、かなり異質な状況が混在しているので、その混在しているものを少しでも取り除くために、今回についてはこのような実質的な状況を区別できるような質問項目で進めていきたいということが調査実施者からの主張と理解いたしました。

○嶋崎委員 今の説明で分かりました。どうもありがとうございます。

○白波瀬部会長 そのようなことで、よろしいでしょうか。

それでは、これらの件につきまして、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたします。

次に、資料の2ページの「ク スマートフォン、パソコンなどの使用状況」について、総務省統計局から説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、23欄の「スマートフォン・パソコンなどの使用について」と24欄の「生活時間について」につきましての具体的な場面を想定した説明例についてですが、これにつきましては、4ページの別紙1を御覧いただければと思います。

左側が23欄、右側が24欄になっております。23欄の「スマートフォン・パソコンなどの使用について」につきましては、少しでも使用した場合は、それぞれの目的ごとに使用した時間帯を記入してくださいといった説明をした上で、記入例として、実際のスマートフォン等の使用状況の例と、その場合の調査票への記入がどのようになるのかを具体的に示していきたいと考えております。

この例では、午後3時～6時、6時～9時の例としておりますが、スマートフォン等を使用した場合は、使用した時間の長短に関係なく全て調査票に記入するという例示です。

それから、右側の24欄の「生活時間について」につきましては、15分間に幾つかの行動をした場合は、そのうち最も時間が長かったものについて記入する、また、同時に二つ以上の行動をした人は、そのうちの主な行動について記入することになります。

23欄と同じように、記入例として、まず実際の行動例を記載いたしまして、その場合の調査票への記入がどうなるかを具体的に示したいと考えております。

例えば、午後6時～6時15分の間は、仕事からの帰り道に家族とメールをしたということになっていますが、時間が長い方の行動時間として、「通勤・通学」欄に記入することになります。

以上は、調査票の記入要領に記載する現時点のイメージですが、記載内容につきましては、今後更に精査してまいりたいと考えております。

なお、ここに書いてありませんが、前回の部会において御審議いただきました「知人」の定義につきましては、この調査では、従来から面識がある人を知人として把握してきておりますので、このスマートフォン、パソコンなどの使用状況の把握に際しましても、同じように面識がある人を知人として把握したいと考えております。

次に、2点目ですが、スマートフォン、パソコンなどの使用状況についての調査票A、調査票Bそれぞれの集計表イメージです。続けて5ページを御覧いただければと思います。

本日お示しする資料は「スマートフォン・パソコンなどの使用について」に関する集計事項を分かりやすくするために、実際の集計表よりも簡略化しております、結果表のイメージということです。

まず、調査票Aにおける結果表（イメージ）ですが、5ページの表は23欄のスマートフ

オン等の使用時間と24欄の主行動の種類のカロス集計による平均時間と行動者率の集計イメージです。表側のスマートフォン等の使用時間の区分につきましては「注1）」、表頭の行動の種類区分につきましては「注2）」を御覧いただければと思います。

この表から、例えば、スマートフォン等を長時間使用している人は睡眠時間が短いのかどうかといった生活時間への影響の有無、あるいはスマートフォン等の使用時間の長短によって「趣味・娯楽」や「交際・付き合い」などの行動者率が異なるのかどうかというように、スマートフォン等の使用時間が各種行動の平均時間や行動者率にどのような影響を与えているかということが分かります。

続きまして、6ページの表は23欄のスマートフォン等の使用時間と24欄の起床時刻とのクロス集計による行動者数の集計イメージです。この表から、男女、年齢、教育などの属性別にスマートフォン等の使用時間が起床時刻にどのような影響を与えているかということが分かります。この集計表につきましては、起床時間のほかにも就寝時刻といったような各種行動別に集計をすることにしております。

続きまして、7ページの表は、23欄でスマートフォン、パソコンなどの使用状況について把握する「使用時間」、「使用目的」、「使用時間帯」の三つのクロス集計による行動者率の集計表イメージです。この表からは、例えば、一般に店舗が閉まっている深夜の時間帯に長時間ネットショッピングをしているとか、あるいは家族とのコミュニケーションは仕事が終わった時間帯に集中しているとか、スマートフォン・パソコンなどをどの程度の時間、どのような目的で、どのような時間帯に使用しているかということが分かる結果表になっています。

続きまして、8ページは、調査票Bの結果表イメージです。

スマートフォン等の使用の有無と行動の種類とのクロス集計による行動者率の集計になります。前回の調査におきましては、インターネットなどを主行動と同時行動のどちらで使用したかというのが分からなかったわけですが、今回調査では主行動と同時行動のそれぞれでスマートフォン等の使用の有無を把握いたしますので、どのような行動でスマートフォン等を使用したのかということが詳細に分かるようになります。

具体的には、9～10ページにかけて記載してあるように、行動の詳細な種類別に、「曜日」、「ふだんの就業状態」、「行動の場所」、「一緒にいた人」、「年齢」といった各種属性別にスマートフォン等の使用状況が分かることとなります。

なお、8ページの表の中央に書いてありますが、表章事項につきましては、主行動についての集計と、それから主行動と同時行動を合わせた集計と両方を行うこととなっております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

只今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

水野谷専門委員、お願いします。

○水野谷専門委員 私が問い合わせた内容もあり、特に集計表のイメージについてはお願いしたので、まずお礼を申し上げたいと思います。

それで、細かいことで2点あります。

1点目は気になっただけなのですが、調査票Aは仕事以外の目的でということ記入していただいている、調査票Bは何でもどうぞということだったと思うので、集計表として示すときに、用語というのですか、そこでスマートフォンを使用したということをAもBも同じように示してしまうと内容が違ってしまうと思うので、よく分からないのですが「(仕事以外の目的で使用)」といったことを調査票Aの集計表に明示した方が良いのではないかと思います。

2点目は、これも独り言だと思って聞いていただいても良いのですが、この集計イメージでこれがどのような結果となって出てくるのか興味があるところなのですが、私は時間帯に興味がありまして、今日頂いた資料の7ページで、おっしゃるとおり、夜に多く使っているか、しかもトータルで何時間使っているかということがこの辺りで分かってくると思うのですが、例えば、夜に長時間スマートフォン・パソコンを使っている人が、調査票Aのエですが、どのような生活時間配分をしているのかということになると、少しくロス集計が繁雑になり過ぎて困るかとも思ったのですが、ここは専ら時間帯は3時間刻みなもので、それと調査票Aの生活時間配分を見ることは今のところは想定されていないのかについてお伺いできれば有り難いです。

○白波瀬部会長 いかがでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 1点目の調査票Aでは仕事や学業を除いていますので、結果を表章する際に紛れがないように工夫をすべきではないかという御趣旨だと思います。

私どもとしても、調査票Aと調査票Bでスマートフォンの使用状況を把握する範囲が違っておりますので、誤解のないような形となるように考えていきたいと思います。

結果表章をする際に、調査票Aの集計表全てに脚注を入れるのも紛らわしいですので、例えば、用語の解説や集計表全体の注意書きなどで何か工夫する必要があるのではないかと考えているところです。

○白波瀬部会長 確認なのですが、これはどうして違うのでしたか。調査票Aの方は仕事以外、こちらは全体というようにする理由というか、多分それは議論されたときにあったと思うのですが、少し確認をお願いします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 前回もお話しさせていただきましたが、調査票Aでは、24欄で調査する「生活時間」が主行動についてのみの把握となっていることとの兼ね合いがありますし、スマートフォンやパソコンなどの使用に仕事や学業での使用まで含めてしまうと、その使用時間が全体の使用時間の大部分を占めてしまうということも想定されますので、調査票Aでは仕事や学業を除いた使用時間を把握することにしたいということです。

2点目の御意見ですが、このスマートフォン等の使用時間の3時間単位のデータと24欄の生活時間の配分とのクロス集計ということですが、先ほど申し上げたように、23欄は同時行動を含めたスマートフォンの使用時間、24欄は主行動だけの生活時間の配分ということですので、今のところそういった集計については想定しておりません。

○白波瀬部会長 ただ、水野谷専門委員の御指摘は興味深くて、これは多分社会的にも非常に意義のある基礎データになると思うのですが、少しカテゴリーから幾つかまとめて、スマートフォンを夜中に使っている人の睡眠時間が少ない、多いなど、何かそのような形の簡単なクロス集計ができるとうまいかなと。つまり主行動とそれ以外の両者の良い意味の特徴を生かして、多分これは今後の集計表についての検討だと思うのですが、社会的にはそれについてはインパクトが強いというか、主行動と二つデータがあるということですので、その特徴を最大限に生かされるようなクロス集計表が今後検討されると、水野谷専門委員の御指摘も含めまして大変良いのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 スマートフォン等の使用と生活時間のクロス集計は、確かに調査票Aの方では非常に難しいところがありますが、調査票Bでは、主行動、同時行動それぞれにおいて、15分単位でスマートフォン等の使用の有無を把握しますので、生活時間の配分をクロス集計については調査票Bを活用していただければよろしいかと思っております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

水野谷専門委員、よろしいですか。

○水野谷専門委員 はい。

○白波瀬部会長 それ以外によろしいでしょうか。

それでは、これらの件につきまして、御了承いただいたものとします。

では、続きまして資料の3ページの「コ 在学・在園の状況」について、総務省統計局から説明をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは「コ 在学・在園の状況」ですが、1点目の御指摘でありました夫婦共稼ぎか否かの集計を更に「正規」、「正規以外」に細分化して表章することにつきましては、御指摘いただいたとおり、「正規」、「正規以外」に細分化して集計することにしたいと思っております。また、結果表章における分類事項の具体的な変更案につきましては、ここに記載のとおりです。

なお、地域別結果につきましては、新たに夫婦共稼ぎか否かの別の在園状況の結果を都道府県別に集計・公表するといったように、サンプルサイズの制約はありますが、可能な限り表章を行うことにしていきたいと思っております。

それから、2点目の在園時間の区分につきましては、幼稚園教育要領における標準教育時間が4時間ということでしたので、まず「4時間以下」の区分を設定して、更に子ども・子育て支援新制度における通常の保育時間が8～11時間ということですので「8～11時間」の区分を設定いたしまして、それらの前後の区分として、「5～7時間」、「12時間以上」

の区分を設定したということですが、各区分の在園者数の分布につきまして、学校基本調査や社会福祉施設等調査などの既存統計を確認いたしました。学校基本調査では在園者総数、社会福祉施設等調査では閉所時間別の在園者数といったものしかなく、既存統計から在園時間別の在園者数を特定するための情報は確認できませんでした。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

只今の説明を踏まえまして、御意見、御質問のある方は御発言をお願いいたします。

永瀬委員から在園時間について、何か追加でお願いいたします。

○永瀬委員 私どもの大学の保育の先生に少し教えていただいたところ、保育資料集の中に文部科学省「24年度幼児教育実態調査より」ということで、預かり保育の終了時間の統計がありました。

これによりますと「教育時間開始前のみ」、これは朝の部分だけというものが1パーセント程度ありまして、その次の階級が「午後3時以前」となっております。それが、公立ですと7.4パーセントで、私立では0.3パーセント、その後が「午後3～4時」、「午後4～5時」、「午後5～6時」、「午後6～7時」、「午後7時を超える」というようになっています。これから考えますと、幼稚園の通常保育は午前9～午後2時ごろ、つまり5時間程度が比較的多いのかなと想像されます。幼稚園教育要領における標準教育時間が4時間ということになっているので、これが一つの基準という考え方も十分できると思いますが、実態からみると、4時間以下という区分は通常保育の幼稚園の一部を捉えられないと思います。つまり幼稚園の通常の保育で「預かり時間なし」、「預かり保育なし」でも「5～7時間」の階級に入る人も意外とでると疑います。そんなわけで保育の先生に確認のため伺ってみたところ、保育の先生が先に述べたような統計を紹介してくださった次第です。

また、東京と地方では保育園の保育時間もかなり違います。東京は長い時間も多ですが、地方は保育園でも9時から4時までや4時半までなど、「5～7時間」の階級に入る程度の保育時間もあると理解しています。ですので、今の時間区分で幼稚園と保育園を分けられるかといえなかなか難しい面もあるのかなと思います。

2015年から子ども・子育て関連三法が施行されて、その意味で保育や幼稚園の実態がどのように変わってきたのかも非常に興味のあるところです。本来であれば、幼稚園の利用なのか保育園の利用なのか分かった上で時間が分かれば、どのような変化かがより分析できるとは思います。

では幼稚園の預かり保育はどの程度利用されているのか、これは手元にある資料集が2014年と少し古いのですが、公立ですと、預かり保育を週4日以上利用する幼児の割合が27パーセント、私立では9パーセントですので、私立幼稚園ですと、通常保育のみを利用する方が結構多いのだらうと思われま。そして実態としては想定されている4時間ではなく、午前9時から午後2時程度の5時間の幼稚園もかなりあるように思われま。保育

の先生もそのような感触はあるということでした。

そうすると、最初の区分のところに通常保育の幼稚園がほとんど入るのか、また次の「5～7時間」と主には幼稚園の預かり保育を想定した人たちが実際に入るのかということについては、さらに統計を調べ検討する余地があると感じた次第です。保育の先生によると教育時間が午前9～午後2時となっているところは割にあるかもしれませんがとのこと。そうすると基本的な標準保育の幼稚園の時間だけで5時間ということになり、2番目の区分に入ってきてしまうということになります。ただ保育の先生も法的という意味では「このような分け方も十分考えられる分け方だと思う」とおっしゃっていたことも付け加えさせていただきます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ですから、これは何時に預けるかという時間と何時間いますかという二つの点についてですか。

○永瀬委員 いいえ、何時間という調査がなく、「何時からですか」しかないので、9時から始まるとすると、預かり保育の最初の区分である午後3時以前の出現割合が非常に小さいので、ということは午後2時ごろまでを通常の幼稚園の教育時間に含めている幼稚園が多いと想定できるデータだということ。す。

もちろんスペースがあるのでしたら、幼稚園・保育園・その他と在園時間とのクロス集計ができれば素晴らしいと思いますが、スペース上難しいということであれば仕方がないということになるわけですが、最初の区分が「4時間以下」で良いのかどうかについてはもう少し検討してもよろしいのかなと思います。

○白波瀬部会長 調査実施者から何かありますか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 当方の設計の考え方については先ほど申し上げたとおりでございまして、最初に制度上の区分である4時間と8～11時間のところをまず決めて区分を設定したもので、実態的な利用時間による区分設定ということではありません。私どもも保育時間に関しては地域によってかなり差異があるということは承知しており、実態的な利用時間で区切ることができれば良いのですが、そのような利用実態については分かりかねるところがあるということで、今回は幼稚園教育要領における標準教育時間の4時間をスタートラインとさせていただきました。

また、幼稚園と保育園と別々に在園時間が分かればということは確かにそのとおりなのですが、調査票のスペース上難しいことから、この案でと考えております。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。問題というか、やはり子育てということで、いろいろな意味で実態のデータが求められている分野ですし、そのような意味では、在園時間だけではなくて、本当は何時から何時までという形でデータも分かるようにすることや、都道府県だけではなくて、やはり自治体レベルでなど、それらの実態の正確さを求めようと思えば、なかなか着地点が見えにくいところもあります。これは苦渋の選択というか、前回は基本的には保育所、幼稚園ということで、認定こども園が新しく入ってきていまし

て、過渡期的なところもありますので、とりあえず、今回においては制度上での区別を第一優先にするところで基準を置かせていただきまして実態を把握するということと思います。

それぞれ保育の先生方を含めて、これだけでは当然実態が分かりにくいので、同時並行的に各論的な調査を実施されているわけですし、うまくリンクさせた形で、もしこの区分に大きく齟齬があるという実態が表れてきたらと考えます。もっとも、それは表れた後では遅いということもあるのですが、4時間以下との区分が一番問題だという御指摘なのですが、一応制度上というところで、この御提案のとおりとさせていただくということではいかがでしょうか。

○永瀬委員 私としても、これ以上の統計は手元にないので良い分け方の正解が分かっているわけではありません。しかし、今後はこの保育時間区分で、乳幼児のいる世帯の生活時間や生活行動が分析されることになりますから、このような分け方で良いのか。特に最初の区分と最後の区分は、捉える人数がかなり少なくなってしまうたりしないか。そのようなことになったらもったいないということです。そこで、私としても正解を知っているわけではないのですが、分け方がこれで良いのかということをもう少し検討してもよろしいのかなと思っていますということです。

○白波瀬部会長 この点につきまして御意見は、他にいかがでしょうか。

ここで4時間以下が良いかどうかという検討を始めることは、時間的にも、全体のバランス的にも少し難しいかなというのが現時点での私の意見です。かなりピンポイントの議論になってきますので、申し上げたように、全体の中で子育て支援で、特に子供たちがどれだけ在園時間があるかについての正確な時間把握については、もちろん重要な案件ではあるのですが、ただこれは今、実態というところで既に幾つかのデータがあります。それらを見直して、新たな設問を検討する際の根拠となる適切なデータがあるかが問題となっているところではあるのですが、その判断としては、とりあえず制度上の観点から時間をカテゴリー化することは、それほど不用意なことではないと思います。「4時間以下」を「5時間以下」とするか否かという議論につきましては、実証データが時間ごとにないという状況ですので、とりあえずここは4時間以下は制度で区分したということで根拠を持たせて進めていきたいと思いますが、よろしいですか。

○永瀬委員 まあ、結構です。

○白波瀬部会長 いろいろ詳しいデータを出していただきまして、大変ありがとうございました。もう少し早く調査実施者にこのデータが行っていたら、もう少し検討していただけたかもしれないのですが、ここにおきましては、前回からも議論が続いておりますし、その時点でこういった意見が強く出ていなかったという事実もありますので、とりあえず今回におきましては、「4時間以下」、制度上のカテゴリーで始めさせていただこうと思います。

○永瀬委員 質問なのですが、幼稚園の団体などに聞いてみても、そのような保育時間の

調査は全くされていないということなのですか。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 全てを網羅していたとは言えないかもしれないのですが、基本的には国の公的統計調査について確認させていただきました。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ただ、確かに実施主体が国というわけではないようなら、社会サービスということになりますと、地域別の違いが出てきますので、今後はそのようなことも視野に入れた御検討を、この結果の解釈につきましてもそうなのですが、検討はできる限りお願いしたいと思います。ただ、今回につきましてはこの御提案で、カテゴリーを含めて進めさせていただきたいと思いますので、御了承、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、調査計画の変更に係る残された論点について審議を行います。

前回資料の審査メモに戻っていただきまして、17ページの「(2) 報告を求める者の変更」と少しページが飛びますが、19ページの「(4) 集計事項の変更」及び「(5) 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除」について、事務局から説明をお願いいたします。

では、谷輪審査官、よろしく願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 資料3-1という前回お配りした資料を御覧いただけたらと思います。17ページです。

「(2) 報告を求める者の変更」ということで、報告を求める者の数を、調査票Aについては約7万8000世帯(約18万4000人)から約8万3000世帯(約18万6000人)に、調査票Bについては約4,700世帯(約1万1000人)から約4,900世帯(約1万1000人)に変更するものです。

「審査結果」ですが、平成23年の調査は、平成23年3月の東日本大震災の発生に伴いまして、いわゆる東北3県、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域の調査区を調査対象から除いて実施されました。

一方、今回の計画では、その下の表1及び表2のとおり、近年の平均世帯人員の減少を考慮して、調査区数を増やすことにより、平成23年調査の東日本大震災への対応前の当初計画と同規模の標本数を確保しようとするものです。

これについては、平成23年調査の東日本大震災前の当初計画と同程度の標本規模とするものであることから、適当であると事務局として考えております。

続きまして、19ページの「(4) 集計事項の変更」です。

集計事項について、調査事項の追加、削除等に伴う所要の変更を行うということで、具体的にはどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか。表章区分等は適当か等については、集計表の有用性の確保等の観点から確認・検討が必要であると考えております。

この点について、事前に御確認いただくようお願いしておりましたが、論点の1点目

といたしまして、調査事項の追加・変更に伴い、新たな集計表の表章はどうなっているか。

2点目として、調査結果の利活用の観点から見て、十分かつ適当なものとなっているか御確認いただけたらと思います。

続きまして、その下の「(5) 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除」ということで、先ほど申しましたとおり、前回調査では東北3県の一部地域を調査対象から除くという調査計画になっておりましたので、今回はその「除く」としていた調査計画の規定の部分を削除するものです。

この点につきましても、影響が解消されたということで変更するものですから、適当であると考えます。

私からの説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それでは、資料3-2の11ページですが、「(4) 集計事項の変更」につきましても論点がありますのでお答えさせていただきます。

論点1の新たに作成・拡充する集計表につきましては、前回の部会でも御説明させていただきましたが、15ページの別紙1のとおりです。

それから、2点目の今回調査の集計表についてですが、既存の調査事項に関する集計事項につきましては、引き続き作成・提供していくことにしております。新規・拡充する集計表も含めまして、調査結果の利活用の観点から十分かつ適当なものになっていると考えている次第です。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

只今の御説明のうち、「(4) 集計事項の変更」に関しましては、新設の集計表や集計事項一覧等に関し、御意見のある場合は事務局まで事前に御連絡を頂戴するようお願いしておりました。

先ほど審議しました「ク スマートフォン、パソコンなどの使用状況」や「コ 在学・在園の状況」については御意見を賜ったところですが、集計事項の変更も含めまして、只今の御説明について、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

はい、嶋崎委員。

○嶋崎委員 改めて言うまでもないかと思いますが、本日の御回答を踏まえるならば、15ページからのところは、「ふだんの健康状態」の表章も「10歳以上」について行うよう変更すると理解してよろしいでしょうか。

○白波瀬部会長 よろしいですね。

水野谷委員、どうぞ。

○水野谷専門委員 少し確認なのですが、先ほどの在園時間のところで、共働きの類型を

詳細化して表章するということでしたので、集計事項一覧の世帯属性に「共働きか否か」というものがあるのですが、そこが全て先ほど提案された詳細化がなされるという認識でよろしいですか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 在園時間についてはそのような詳細化を行います。今ここに付いている別紙については当初案ですので、これまでの審議結果を踏まえて、最終的には修正させていただきたいと思っております。

○水野谷専門委員 在園時間とのクロス集計の部分だけという意味ですか。共働きか否かという属性とクロス集計は、いろいろなところに出てくると思うのです。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 先ほど申し上げた都道府県別に共稼ぎか否かということを集計するものは在園時間の部分についてということですよ。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 「共働きか否か」の詳細化する集計表は、永瀬委員から前回の部会で御意見を頂いた「在園・在学の状況」に関する集計表について、「共働きか否か」を「正規の職員」、「正規職員以外」に分割するものです。

○白波瀬部会長 従前も申し上げているのですが、こちらからそのようなクロス集計表、新たなこのような区分がよろしいのではないかという御提案を頂いて、この資料は、調査実施者の方からありましたように、当初予定ということで、本日御了解いただきました修正についてはまだ反映されておられませんので、それは速やかに反映していただきまして改めて検討、確認をお願いするということにしたいと思っております。再度、皆様方に確認をお願いすることになるかと思うのですが、こちらが受けるだけではなくて、永瀬委員、嶋崎委員、水野谷専門委員も、こちらから提案をするような形もあるかと思っておりますので、そちらの方もよろしくお願ひしたいと思っております。

いかがでしょうか。

ただ、新しい修正がされていないので、皆さんここでなかなか検討できないかもしれないのですが、見越して了承ということも何か少し変な気がしますので、この件につきましては、やはり修正したものを出していただきまして、それで再度御検討の上、御審議という流れで進めさせていただきたいと思っております。貴重な御意見もいろいろ頂いておりますので、スマートフォン等の使用時間などにつきましても、後ほど了承ということで、それ以外のところで御意見等ありましたら、お願ひいたします。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 先ほどの「共働きか否か」を詳しく分類するという事は、夫も妻も両方出てくるということによろしいのでしょうか。この分類を全てに使う必要があるとは思わないのですが、この分類で例えば大きな生活時間の様なものがあったら良いのかなとは思っています。

○白波瀬部会長 永瀬委員からこのようなものが良いというのがありましたら、各自メールで事務局に簡単に出していただきますと、多分理解しやすくなるのではないかと思います。

す。ただ、全てについて集計するととても細かなクロス表ができるようにも感じます。

○永瀬委員 全てを余り細かく集計し過ぎても、見にくくなってきますので。

○白波瀬部会長 資料としてこことここは外さないでほしいというような御提案がありますと、調査実施者も助かるのではないかと思います。もしありましたらお願いいたします。

もちろん調査実施者の判断に依存しているわけではないので、調査実施者もストーリーはお考えだと思っておりますが、ただ、是非細かな共働き以外の組合せを入れた方が望ましいというものがあつたら、御提案いただきたいということです。

そのようなことで、この件につきましては一部ペンディングとさせていただきたいと思いますが、それ以外の「(2) 報告を求める者の変更」と「(5) 東日本大震災の影響に伴う調査計画の規定の削除」については、御意見を頂きませんでしたので、御了承いただいたものとさせていただきます。

では、審査メモの18ページの「(3) 報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間の変更」と20ページの「2 統計委員会諮問第28号の答申（平成23年1月26日付け府統委第10号）における「今後の課題」への対応状況について」は相互に関連するものですので、一緒に審議したいと思います。

それでは、谷輪統計審査官からよろしくお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 まず、資料3-1の18ページを御覧いただけたらと思います。

「(3) 報告を求めるために用いる方法及び報告を求める期間の変更」につきましては、オンライン調査について、調査票Bだけでなく、調査票Aについてもオンラインによる報告を可能とし、全ての報告者を対象に導入することとしています。また、これに伴い、報告を求める期間を1日延長することとしています。

「審査結果」の2段落目ですが、オンライン調査に関しましては、いわゆる第Ⅱ期基本計画において推進を図ることされているほか、個人情報保護意識の高まりや報告者のライフスタイル等の多様化への対応、電子調査票に実装されているチェック機能による調査票の審査業務の負担軽減、結果精度の確保・向上等にも資するものであると考えております。

これらのことを踏まえ、平成28年調査では調査票Aにもオンライン調査の拡大を図るものです。

また、調査票Aへのオンライン調査の拡大に伴いまして、経由機関である都道府県における調査票の提出状況の把握等に時間を要するため、報告を求める期間を1日延長するものです。具体的には平成28年10月6日から同月30日です。

「論点」ですが、三つ書いております。

1点目として、前回調査における調査票Bへのオンライン調査の実施状況（オンラインによる回収率、導入の効果や導入に伴う事務負担の状況等）の結果についてどのように評価しているのか。今回調査における導入は、当該結果や評価を十分検証し、検証結果を踏まえたものとなっているのか。

2点目として、オンライン調査の円滑な導入・推進を図るとともに、オンラインによる回収率向上を図る観点から、具体的にどのような方策を講じることとしているか。

例えば、今回、平成27年国勢調査において導入され、一定の効果が見られている先行方式（紙の調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式）を本調査においても導入する余地はないのか。

3点目として、パソコンだけでなく、タブレットやスマートフォンによる回答を可能とする余地はないのか。

続きまして、資料3-1の20ページを御覧いただけたらと思います。前回、平成23年1月に本調査を諮問した時の答申における「今後の課題」への対応状況についてです。「今後の課題」では、以下のような記述がありました。

本委員会では、調査票の回収方法について、上記2（2）アのとおり、正確な回答を得る観点から、原則、調査員が回収を行うことが適当と判断した。

しかしながら、国民の個人情報保護に関する意識の高まり、ライフスタイルや居住形態の変化等により、調査員調査が以前よりは難しくなっているという一般的な事情も理解できるものである。

したがって、このような調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するため、次回調査に向けて、調査票の提出方法の多様化について検討を行う必要があるということです。

「審査結果」のところを御覧いただきますと、この課題は、本調査が生活時間を詳細に把握するための調査であり、調査対象となる日から時間が経過するごとに記憶が薄れ、正確な報告が得られなくなるという特性を有することを勘案すると、調査員調査で正確な回答を得ることを優先すべきではあるが、調査員調査が以前より難しくなっているという調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保する必要があるとの問題意識を踏まえて付されたものです。

この課題に対して、総務省統計局は、今回調査でも調査結果の正確性を確保する観点から、調査員による回収を原則としたいとしております。その上で、封入及び郵送による提出方法については、調査員が調査票を回収する際に、記入状況を確認できないことから、全面的な導入は困難であるとしております。

また、オンライン調査について、前回調査での調査票Bに加え、調査票Aについてもオンラインによる報告を可能とし、全ての報告者について調査員調査とオンライン調査を併用することとしております。

これにつきましては、オンライン調査を全ての報告者に拡大することによりまして、報告者の利便性の向上、オンラインシステム上のチェック機能等による調査票の審査業務の負担軽減等にも資するものであることから適当であると考えますが、その他の調査票の提出方法、先ほど申しました封入及び郵送の導入の可能性について改めて検討する必要があると考えております。

21ページにまいりまして、「論点」を三点整理しております。

1点目として、過去の本調査において、封入又は郵送により調査票が提出された実績はどのようになっているか。また、封入又は郵送により提出された調査票と通常の調査員が回収した調査票とでは、回答状況にどのような違いが見られるか。

2点目として、封入及び郵送による提出方法の導入に関し、経由機関である都道府県や調査員の意見を聴取しているか。また、その内容はどのようなものであったか。

3点目として、上記1及び2を踏まえ、本調査への封入又は郵送による調査票の提出方法の導入の余地はあるか。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 回答につきましては、資料3-2の10ページです。

まず、論点1の前回調査の調査票Bへのオンライン調査の実施についての評価ですが、都道府県の皆様からは「調査対象者IDの配布、オンライン回答状況の確認等の事務が新たに発生したものの、電子調査票に実装されるチェック機能による審査事務負担の軽減、オンライン回答世帯に対する調査員の回収事務負担の軽減等の効果があること、電子調査票の利便性向上など、今後検討すべき点はあるものの、オンライン調査は有効な調査方法である」といった報告を受けておりまして、オンライン調査の導入につきましては一定の効果があつたと評価できると思っております。ただ、前回調査の調査票Bにおけるオンライン回答率は2.7パーセントとかなり低いものになっておりますので、今回調査ではオンライン回答率を向上させるための方策を検討する必要があると認識しております。

なお、ここには記載しておりませんが、オンライン回答者の年代別の割合を見てみますと、30歳未満が23パーセント、30歳代が17パーセント、40歳代が29パーセント、50歳代が15パーセント、60歳以上が16パーセントという分布になっておりまして、特に特定の年齢層に偏って回答されたという形にはなっておりませんでした。

今回調査におきましては、前回調査の答申の「今後の課題」における指摘も踏まえまして、調査票の提出方法の多様化への対応と調査票の内容審査の効率化の観点から、オンライン調査を調査票Aにも拡大いたしますが、前回調査の検証結果を踏まえまして、電子調査票につきましては、前回のエクセル形式の調査票からHTML形式の調査票に変更し、利便性の向上を図ることにしておりますし、また、都道府県における事務負担を軽減する観点から、オンラインでの回答状況を管理できるシステムを構築するなどの措置を講じることにしております。

論点2のオンライン回答率の向上を図るための措置につきましては、より利便性の高いHTML形式の電子調査票の採用のほか、調査世帯に対するオンライン調査の利便性の周知を図るなどの措置を講じていきたいと思っております。

なお、平成27年国勢調査では、最初にオンライン調査を実施いたしまして、その後オンラインでの回答がなかった世帯に紙の調査票を配布して調査するいわゆる「オンライン先行方式」により実施いたしておりますが、社会生活基本調査は指定した特定の2日間の生活時間を把握する調査で、当該指定日になりませんと調査票の記入ができないことから、調査日前にオンライン調査を行う先行方式での実施は困難と考えております。

論点3ですが、社会生活基本調査のオンライン調査は、政府統計共同利用システムにより実施しておりますが、現在、当該システムにおいてスマートフォンなどに対応するための改修作業を行っているところですが、平成28年社会生活基本調査の実施にはスケジュール上、間に合わないということで、社会生活基本調査におきましては、次回調査での対応となるということです。

次に、12ページの前回調査の答申の「今後の課題」への対応状況です。

論点1の前回調査における封入提出及び郵送提出における調査票の記入状況につきましては、下の表6のようになっております。

封入提出や郵送提出された調査票の割合は、それぞれ全体の10.9パーセント、0.5パーセントとなっております。

また、封入提出、郵送提出それぞれの都道府県での補筆調査票の割合は、調査員回収の封入提出以外、すなわち調査員がそのまま回収した調査票に比べると約2倍の割合になっておりまして、さらに、補筆修正ができなくて、最終的に集計から除外された調査票の割合も、調査員がそのまま回収した調査票に比べ、2～3倍の割合になっているところではあります。

論点2と3につきましては、合わせて回答させていただきます。

封入提出や郵送提出の取扱いにつきましては、都道府県に対しまして、「社会生活基本調査は、生活時間に関する調査事項など、一定程度の時間が経過してから世帯に記入内容を確認することが非常に困難な調査事項があることから、調査員が調査票を回収する際に記入状況を確認することができない封入提出、郵送提出は原則として導入しない」という考え方を提示いたしまして意見をお聞きしたところではあります。

一部の都道府県からは、封入提出や郵送提出を原則的に導入してほしいという御意見がございましたが、先ほどの理由から全面的な導入は困難ですので、前回調査と同様に、封入提出や郵送提出でなければ調査票の回収ができない場合など、状況に応じた運用を行うことにしております。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

只今の意見を踏まえまして、御意見や御質問のある方は御発言をお願いいたします。

嶋崎委員、お願いします。

○嶋崎委員 確認させていただきたいのですが、オンライン調査の場合には世帯員全員がオンラインを選択しなければいけないのでしょうか。それとも一部の世帯員はオンラインで回答して、一部は調査員という回答方法は可能なのでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 今、私どもが考えている方法は、各世帯に対しまして世帯員分のIDをお配りして、世帯員の希望に応じてオンライン回答ができるような仕組みを考えております。

○嶋崎委員 そうしますと、世帯員の中で回答方法が異なることを前提にしていらっしゃるということでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 そのとおりでございます。

○嶋崎委員 前回のときはどうだったのでしょうか。前回もそのようになさったのですか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 前回も同じです。

○嶋崎委員 大体どの程度分かれるのでしょうか。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 直接それを集計したものはありません。

○嶋崎委員 その場合、むしろ作業が増えるように思いますが、なるべく同じ方法を推奨するなどの試みはなさるのでしょうか。どちらかを奨励するおつもりはあるのでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 どちらかというところ。

○嶋崎委員 世帯員全員ができればオンライン回答にさせていただくことを推奨するなどはあるのでしょうか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 それは現在考えておりません。各世帯員に対しては、見込まれる最大の世帯員数分のIDはお配りする形を考えております。

○嶋崎委員 分かりました。ありがとうございました。

○白波瀬部会長 基本的にはオンライン回答を推奨するということですが、多分今、嶋崎委員がとても御懸念されていることは、同じ世帯内で若い夫婦たちは当然オンライン、その子供もオンライン、おじいちゃん、おばあちゃんは封入ということになったら、それを一つの世帯としてデータ化するのにコストがかかりそうなのですが、そのような情報はありますかという御意見だったのですが、どうですか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 前回調査でそこまでの情報はありません。年代別に回答状況は恐らく違うのだらうと思いますが、生活時間について記入していただく調査票ですので、個々人の24時間の2日間にわたる記入を誰かがまとめてオンラインで入力することもなかなか厳しいのではないかとということもありますので、各世帯員について選択していただく方法が現実的ではないかと考えております。

○白波瀬部会長 そのような意味では、個人のというのが最初の優先条件に入ってきてということですね。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 はい。

○嶋崎委員 ありがとうございます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

本調査の調査組織として都道府県からの審議協力者の東京都と神奈川県からも御出席いただいております。特に回収方法につきましては現場の方々の御協力によっているわけなのですが、この際ですので、お考えの御意見、厳しい御意見も含めまして頂けると幸いです。

ではまず、東京都からお願いできますか。

○古川東京都総務局統計部人口統計課長 東京都です。

只今の御回答の中にも実はありましたが、封入提出や郵送提出について、東京都では強く総務省に申し入れさせていただきました。ただ、調査員調査ではなければ、調査としての正確性が担保できないということについては十分理解しております。飽くまで原則ということですから、最終的に調査票の封入や郵送をしないと回収できないときに、最後の手段としてはそれも實際上、運用上やむを得ないということが前回でもあり、今回もこの部分についてはやむを得ないということであれば、それは致し方ないのかなと思っております。

それに付け加えて、もう一点、只今のオンライン回答の部分ですが、オンライン回答につきまして、一つのメリットとして調査員の回収事務負担の軽減という効果が挙げられるとすれば、それは先ほど委員からお話が出た、世帯員全員がオンライン回答でないと、お一人でも世帯員の方が紙調査票での回答になりますと、やはりその世帯に訪問しなければならないということで、負担の軽減にはなりませんので、その意味では、オンライン回答の推進という部分についての世帯への広報は、私ども東京都などの地方自治体も行わなければならない話なのですが、調査実施者として是非進めていただきたいということをお願いとして申し上げさせていただきますと思います。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

では、神奈川県からお願いいたします。

○杉本神奈川県統計センター人口・労働統計課長 今回の国勢調査でオンライン回答が導入されまして、全国民のオンライン回答に対する周知が国勢調査で大分進んだのではないかなということが一方でありますので、原則としてオンライン調査・オンライン回答を推奨するというこの社会生活基本調査の目的とするところは推進が図られるのではないかと期待されるかと思えます。

只今、ちょうど国勢調査では事後調査を実施しているところでして、国勢調査本調査がスマートフォンで国勢調査というキャッチフレーズだったことから、世帯はスマートフォンでも回答できるのだと考えることが多いのですが、残念ながら事後調査は、社会生活基本調査と同様に、パソコンが第一推奨ということで、タブレットやスマートフォンからは動作が保証できませんという案内をさせていただいているところです。やはりここで推進されたせっきくのオンライン回答をより効果的なものとするためには、今回の調査には間に合わないということではあるのですが、次回以降、是非スマートフォンやタブレットで

の回答もできるようなシステムの構築を要望ということで述べさせていただきたいと思えます。

○白波瀬部会長 貴重な御意見ありがとうございました。

オンラインといえども、国勢調査の内容と本調査の時間調査の細かい内容はかなり違います。期待が高まるとともに、実際のそのようなシステムを作ることの複雑性もかなり調査によっては上がってきて、本調査は国勢調査と同じようにはいかないような負荷がかかることもあると考えます。オンライン推奨の方向とともに、やはり封入というと特に都市圏はあるのではないかと思うのですが、もう来てくれるなというようなことも多く、それに対して、本当に現場の調査員の方々、嫌な思いをして何回も訪問しなければならないと精神的にもかなり参るという状況もありますので、これは調査実施者、それと協力していただく現場の声を適宜吸い上げつつ、改善に向けてお願いしたいと思います。

何か調査実施者からありますか。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 先ほど東京都からお話がありましたように、郵送提出や封入提出でなければ、どうしても調査票を提出しないという世帯の方が現実に存在しますので、そうした場合には、こういった封入提出や郵送提出を運用上使用していただくということをお願いしたいと思っております。

また、一点重要なこととして、世帯への周知の話も出ましたが、おっしゃるとおりでして、このオンライン調査について、オンライン回答を選択した場合にどのようなメリットがあるのか、回答が極めて簡単になって、時間も節約ができるといったことをどのようにして世帯員の方に周知していくかということに尽きると思いますので、そういった世帯への周知文書につきましても、今後、都道府県の皆さんと検討していきたいと思っております。

それから、スマートフォン等による回答については次回の調査ということになりますが、部会長からもお話があったように、国勢調査と同程度の項目ですとスマートフォン等で十分できるのですが、社会生活基本調査は御存じのように24欄における生活時間の記入などの部分についてどうスマートフォン等で入力していただくのかについては相当検討が必要になるのではないかと思いますので、できるだけ早く検討に着手していきたいと思っております。

以上です。

○白波瀬部会長 よろしくお願ひいたします。

何か御意見等ありますでしょうか。

それでは、これらの件につきまして、御了承いただいたものとします。

それでは、審査メモの22ページの「3 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況について」、谷輪統計審査官から説明をお願いいたします。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 資料3-1の一番最後の22ページです。

「3 第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況について」、いわゆる第Ⅱ期基本

計画で以下のような記述がありました。

欧州統計家会議（CES）による「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査し、社会生活基本調査の調査計画の検討に活用する。

「審査結果」ですが、欧州統計家会議によるガイドラインは、各国が生活時間調査の設計等を行うに際してのガイドラインの提供や調査結果の国際比較可能性を高めること等を目的として、欧州統計家会議の活動に参加している先進国等の経験に基づきまして、平成25年に作成されたものです。

第Ⅱ期基本計画における上述の指摘事項は、国際比較の一層の推進を図る観点から、本調査においても、当該ガイドラインの内容を踏まえる必要があるとして付されたものであると承知しております。

これにつきまして、総務省統計局は、本調査の調査計画とガイドラインとの対応状況を整理した結果、ガイドラインにおける指摘事項については本調査ではおおむね対応しているとしておりますが、当該判断が妥当かについて検討する必要があると考えております。

「論点」を三点整理しております。

1点目として、本調査の調査計画の検討に当たり、ガイドラインをどのように活用したのか。ガイドラインにおける指摘事項への対応状況は、具体的にどのようなになっているか。

2点目として、ガイドラインでは、生活時間調査においては主観的幸福度の指標を含むべきとされているものの、これについては本調査では対応していないが、その理由は何か。

3点目として、その他、これまで、本調査においては調査結果の国際比較可能性を高める観点から、どのような取組を行っているのか（調査票Bにおける取組のほか、調査票Aの「生活時間について」における行動分類と諸外国で使用されている行動分類との関係も含む。）。また、本調査結果と諸外国における同種の調査結果に係る国際比較の状況はどうか。

以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

それでは、総務省統計局から、審査メモに示された論点に対する回答をお願いいたします。

○江刺総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 資料3-2の13ページです。

論点1のガイドラインへの対応状況につきましては、今回調査の調査計画の検討に当たりまして、ガイドラインの内容を精査したところ、ガイドラインの勧告にはおおむね対応済みになっております。

具体的には、19ページの別紙2を御覧いただきたいと思います。

ガイドランの主な勧告に対する対応状況を記号で示しておりまして、◎が「対応」、○が「概ね対応」、△が「未対応」となっておりますが、一番最後の主観的な幸福感に関するもの以外はおおむね対応済みになっております。

それでは、13ページに戻っていただきたいと思います。論点2の主観的な幸福度につきましては、ガイドラインにおきまして、「生活時間調査から感情の指標を収集することは、まだ初期段階にあり、さらなる研究及びテストが必要」、また、「一般的な主観的幸福度のデータ及び具体的には感情についての設問をどのように利用し、政策立案に役立てるかについても、さらなる研究が必要」とされておりまして、ガイドラインにおきましてもまだ研究段階にありますので、平成28年社会生活基本調査において検討する段階ではないと考えられます。

また、主観的な幸福度につきましては、社会生活基本調査の調査事項の一つとして把握する程度では的確な把握は難しいと考えられますので、これまで内閣府で実施されていたような幸福度に関する別途の調査で把握することが適当ではないかと思っております。

次に、論点3の調査結果の国際比較可能性を高める観点からの取組につきましては、平成13年調査からアフターコード形式による調査を導入しておりまして、更に平成23年調査では、EU統一生活時間調査（HETUS）のデータベース行動分類と対応すべく、調査票Bの詳細行動分類の細分化を行うなどの取組を行っております。なお、調査票Bによる詳細行動分類、それから調査票Aによる行動分類とEU統一生活時間調査（HETUS）の行動分類との対応等につきましては、21ページの別紙3のとおりでして、調査票Aにつきましても概念上の比較が可能となっているところです。

説明は以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

只今の説明を踏まえまして、御意見や御質問のある方は発言をお願いいたします。

水野谷専門委員、国際比較の御専門ということで、特に何かありましたらよろしく願いいたします。

○水野谷専門委員 特にないということが結論で、第Ⅱ期基本計画で欧州統計家会議（CES）のガイドラインについて触れられたので、私もどのように対応されるのかと、ガイドラインがそもそもどのようなものなのかということは注目しており、調査実施者が対応状況を整理していただいておりますとおり、おおむねこのような認識で私も大体同じです。

国際比較する際には、このガイドラインもそうですが、もう一つ説明があったように、欧州連合統計局が音頭をとって実施しているHETUSがあって、その分類にも、前回調査から対応すべく活動を既にされているので、第Ⅱ期基本計画の指摘については、これで良いのかなと思っておりますが、これは今後の話ということで、国際比較ということでは、それほど大きいところではないのですが、国際生活時間学会というものがあって、そこでも国際分類や、先ほどの幸福指標という話も出ていて、そのつながりで、やはり生活時間調査の中で主観的な感情というか、そのようなものを把握するものがやはり増えてきているし、御存じのとおり、OECDでも幸福指標を出しています。ただ、それはまだ御指摘のとおり試験的な段階だと私も思っていますし、これから増えてくる段階ですから、やはりその時間を費やした背景には、その人はどう思っているのだろうかということは、社会学や経済学

もそうなのですが、当然、論点になってくると思いますので、それを生活時間調査に取り入れるべく、ヨーロッパがメインかなと思うのですが、欧州連合統計局などがそれをどのようにして調査票に入れようかということで苦労されているようです。

私の知る限りでは、例えば、フランス国立統計経済研究所（INSEE）などは、たしか最近の調査でも、アフターコードだと思いますが、それこそスマートフォンで使った使わないにチェックを入れるように、自分はそのときどう思ったかといったことを5点尺度程度で把握しているなど、それは少し調べていただければ分かると思うのですが、そのような動きはあるようなので、今後、ただでさえこの生活時間調査は大変な調査だとは思いますが、そのような国際的な動きは少しあるかなと、情報提供までに申し上げます。

○白波瀬部会長 貴重な情報をありがとうございます。

この点につきまして、何かありますでしょうか。

永瀬委員、どうぞ。

○永瀬委員 幸福度の質問は、その時々はどう思ったかというものをに入れることは大変だと思います。しかし全般的な幸福度の設問が一つ入ると、この調査の利用価値を一層高めるのではないかなと考えます。今後、検討していただければ良いのではないかなと思います。

先ほどおっしゃられたようなフランスで行われているような調査を実施することは貴重だと思うのですが、日本の生活時間調査は他国に比べてもサンプル数が多いので、実験的なものはもう少し小さい規模でやるということはあるかだと思います。例えば、一部を抜き出して、より多くの設問を入れるロングフォームにするということはあるのかなと思います。しかし全体にその時々幸福度を入れることは結構大変な話なのではないかなと思います。

次に、分類ですが、前に少しお話ししたように思うのですが、日本の家事時間は海外と比べても大変長いのですが、21ページの別紙3を御覧いただきますと、EUのベースですと、例えば、「21D 子供の介護・看護」は子供の方に入ってくる。それから、乳幼児以外の身の回りの世話も「子供」の方に入ってくるということや、あと、次のページの「232 公的サービスの利用」や「233 商業的サービスの利用」というこれは日本では家事に入っていますが、EUでは買い物とサービスに入ってきます。

それから、3分類で育児に関連した移動というのも、EUでは子供の方に入ってくるということで、分類的に日本では家事にいろいろ入るような分類になっていて、それが日本の家事時間を、分類上の問題として大きく長く見せ、育児時間を分類上の問題として短く見せている部分があるということは以前から思っていたのですが、このような細かい分類をした場合には、海外に提供するときには、海外と合わせるような形での家事にしていってほしいのでしょうか。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 調査票Bでは、HETUSの49分類に対応した集計表を作成しておりますので、調査票Bの集計表で比較してい

ただければと考えております。

○永瀬委員 国内の調査票Aの定義はそうでなくても、海外には調査票Bで定義を合わせた形で提供されているということなのですね。

○野上総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐 HETUSの分類に対応した集計表を使っていたいております。

○永瀬委員 分かりました。ありがとうございました。

○白波瀬部会長 永瀬委員がおっしゃったように、国際分類ですと向こうのカテゴリーに引っぱられますので、ほかの国もそうなのですが、本当は日本の報告書で、国際比較という箇所がもしあるとしますと、そこで見えている日本の位置付けと、日本において少し限定的に家事、育児を見た場合で、どれだけ違いが見えてくるかは重要な点だと思います。つまり過小評価されていると言われているのが実際にデータでもこうですよというものがあると、もしかしたら有益な情報になるかもしれないと思いますので、今後、集計表の検討ということにもなるかと思えます。

ただ、定義や比較可能性の問題がどうしても残ってしまうので、国際比較では多分どうしてもしょうがないと思います。向こうからOECDからでも唐突に来るので、その中に入れて出すことになるので、若干そこはコントロールが効かない部分があるように思います。

ほかに何かありますか。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 主観的幸福感につきましては、永瀬委員から加えてはどうかという案もありましたが、一方では、それを安易に入れてしまうと、この項目が独り歩きしてしまう危険もありますので、今一度慎重に考えることも必要かと思えます。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

ハピネス研究もいろいろ考え方があって、日本に入ってきている情報もある意味では限定的で、いつも後追いのなのですが、実際の時間の使用の結果が個人にとってどのような効果かを考えたときに、多分多くの場合は意識で評価したりするかもしれません。ただ、逆も真なりというか、3時間しか寝ないでスマートフォンをしても幸福と感じていたらそれで良いというわけではないなど、私の近くの研究者の中でもこのあたり議論になります。現時点では少し慎重な対応を取らせていただきつつ、引き続き検討を続けさせていただくということで、御了承いただきたいと思えます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、御了承いただいたものといたします。

予定していました審議事項について審議が終了しましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

次回の部会では、答申案について審議を行うこととしております。

それでは、次回の部会について、事務局から連絡をお願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は、1か月ほど

期間が開きますが、12月22日火曜日の10時から、本日と同じこの会議室で開催いたします。

今回、若干、次回部会で確認するところがあったかと思いますが、その点についてまず確認した後に、今、部会長がおっしゃったとおり、一とおり論点については審議が終わりましたので、答申案について御審議いただきたいと考えております。

答申案につきましては、本日までの部会審議の結果を踏まえて、部会長の御指示を仰ぎながら、統計審査官室で作成の上、委員・専門委員の皆様事前にメールでお送りしたいと考えておりますので、あらかじめ内容を御確認いただければと思っております。

それから、本日お配りしております資料ですが、前回同様、委員・専門委員の皆様におかれましては、そのまま席上に残しておいていただいても結構です。私どもで保管しまして、次回部会で席上に御用意いたします。

なお、お持ち帰りいただいた資料につきましては、忘れず次回の部会にお持ちいただければと思います

なお、委員の皆様におかれましては、この案件とは別になりますが、国民生活基礎調査の変更についての部会審議を再来週11月30日月曜日の10時からこの会議室で開催しますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○白波瀬部会長 ありがとうございます。

本日の部会の議事概要につきましては、後日、事務局からメールにて御照会いたしますので、確認をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。

ありがとうございました。